

2025年4月1日～

全建総連

# サポート

全建総連組合員専用商品

全建総連

## サポート

だから

**割安な保険料を実現!!**

普通傷害保険（準記名式契約特約（全員付保）・入院保険金および手術保険金のみの支払特約・  
入院保険金支払限度日数変更特約（60日用）付帯）

## 年齢制限や健康診査がなく

組合ごとにご加入いただけるケガによる入院および手術を保障する団体制度です。

## ケガ入院を1日目から保障!!



 **全国建設労働組合総連合**

# サポート

ケガによる入院および手術を保障する団体制度。働く仲間を支えます!!

普通傷害保険（準記名式契約特約（全員付保）・入院保険金および手術保険金のための支払特約・入院保険金支払限度日数変更特約（60日用）付帯）

## 全建総連の仲間ひとりひとりに安心の“サポート”

サポート（Support）＝「支える・支援する」

全建総連サポートは、生存給付を重視した制度で、仲間の傷害（ケガ）による入院保障および手術保障に絞り、割安な保険料で加入しやすくしました。  
働く仲間をサポート!! ぜひ、ご加入をご検討ください。

### 『全建総連 サポート』はこんな時にお役に立ちます

#### プラン1 24時間保障プラン

仕事も含めて日常生活での急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※1)</sup>によるケガ<sup>(※2)</sup>での入院および手術が対象です。

#### プラン2 就業中のみ保障プラン

業務災害・通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※1)</sup>によるケガ<sup>(※2)</sup>での入院および手術が対象です。

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

（※1）急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外からの作用によるもの

＜上記3項目に該当しない例＞

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

（※2）ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、長時間吸い続けたことによる中毒症状は保障の対象とならないことがあります。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒はケガに含みません。

### 『全建総連 サポート』の特色

- 1 入院保険金は入院初日から保障の対象になります。（支払限度日数60日）
- 2 病院または診療所にて所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 3 全建総連の組合員の皆様を対象とする団体契約制度ですので、個別に加入される場合に比べて、割安な保険料で加入することができます。
- 4 組合毎の全員加入方式なので、加入手続きが簡単です。

#### 事故の例



作業中に現場内の階段から落ちてケガをした。



作業中に屋根から転落しケガをした。



現場に向かう途中、事故にあいケガをした。



自宅で階段を踏み外しケガをした。



旅行中にバイクと接触しケガをした。

#### 24時間保障



#### 就業中のみ保障



#### こんなお支払い例がありました

建設現場の階段を踏み外して転倒。大腿骨を骨折し28日間入院して入院中に観血手術を受けた。

#### 保険金支払額

合計 57,000 円

入院保険金 1,500 円 × 28 日 = 42,000 円

手術保険金 1,500 円 × 10 倍 = 15,000 円

### 保険期間・保険責任の開始日時

4月1日（午前0時）から翌年4月1日の午後4時までの1年間となります。なお、保険期間の中途での加入も可能です。保険責任の開始日時は保険料が指定の口座に着金した日の翌月1日（午前0時）から保障開始後、最初に到来する4月1日までとなります。

### 保険金額と保険料

#### <プラン1> 24時間保障

| 保 険 金     | 保 険 金 額                                                                       | 保 険 料                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| （傷害）入院保険金 | 日額 <b>1,500 円</b> 入院初日から対象                                                    | 組合員1名あたり<br>月払／ <b>110 円</b> 年払／ <b>1,250 円</b> |
| （傷害）手術保険金 | 入院中 <sup>(注)</sup> に受けた手術の場合 <b>15,000 円</b><br>入院中以外に受けた手術の場合 <b>7,500 円</b> |                                                 |

#### <プラン2> 就業中のみ保障

| 保 険 金     | 保 険 金 額                                                                       | 保 険 料                                        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| （傷害）入院保険金 | 日額 <b>1,500 円</b> 入院初日から対象                                                    | 組合員1名あたり<br>月払／ <b>60 円</b> 年払／ <b>680 円</b> |
| （傷害）手術保険金 | 入院中 <sup>(注)</sup> に受けた手術の場合 <b>15,000 円</b><br>入院中以外に受けた手術の場合 <b>7,500 円</b> |                                              |

※上記保険料は、全建総連組合員加入者の職種区分による料率（B区分）と加入者3,000名以上の団体割引および損害率による割増引を適用しています。保障内容や保険料につきましては、加入状況等によっては変更となることがあります。損害率による割増引は毎年見直します。

（注）事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。

### ご加入の方法

- 1 各組合（単組・支部）単位<sup>(注)</sup>で、全員加入となります。
- 2 加入組合単位で「24時間保障」または「就業中のみ保障」のどちらかの加入プランを選択してください。また、保険料の払込方法も月払または年払どちらかを選択してください。（月払保険料は、年払保険料より約10%割増となっています。）
- 3 ご加入の際には組合員名簿の提出は不要ですが、各組合において常時組合員名簿を備え付けていただく必要があります。
- 4 ご加入の際には年齢制限や健康診査などはありません。  
（注）加入者として行う職務の遂行（①名簿の管理 ②保険料の払込み ③給付金申請手続き）に支障がない場合に加盟組合の単組または支部単位でも加入ができます。

### もし事故が発生した場合は

事故が発生したときには、組合より所定の報告書ですみやかに全労済ウィックまでご連絡ください。  
※保険金請求権には時効がありますので、ご留意のうえ保険金の請求をしてください。詳しくは重要事項説明書をご覧ください。

#### ご連絡いただく事項

①事故が発生した日時・場所および状況      ②加入者の住所・氏名      ③手術の有無

#### 保険金の請求について

保険金の請求は所定の請求書を各組合の責任者の決裁を経て全労済ウィックまでご提出ください。



# 全建総連 サポート の内容について

全建総連サポート（普通傷害保険）のご加入に際して、特にご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益になる事項などを記載しております。詳細およびご不明な点につきましては、全建総連または取扱代理店・共栄火災までお問い合わせください。

## 保険金のお支払いについて※1

|       | 保険金をお支払いする場合                                                               | お支払いする保険金                                                                                                                                                                      | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入院保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合                       | <b>入院保険金日額×入院日数（60日限度）</b><br>(注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。<br>(注2)入院保険金が出支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。                                 | ●被保険者（保険の保障を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ<br>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ<br>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ<br>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ<br>●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ<br>●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ<br>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ<br>●戦争、内乱、暴動などによるケガ※5<br>●ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ |
| 手術保険金 | 急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※4を受けた場合 | 以下の金額をお支払いします。<br>①入院中(注)に受けた手術の場合<br><b>入院保険金日額×10</b><br>②上記①以外の手術の場合<br><b>入院保険金日額×5</b><br>ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。<br>(注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。 | ●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ<br>●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(注)のないものなど<br>(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。                                                                                                                                                                                                                                             |

※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気の補償の対象となりません。

※2 急激かつ偶然な外来の事故とは…次の3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
  - 偶然性＝事故発生が予測できない、意思に基づかないもの
  - 外来性＝身体の外からの作用によるもの
- ＜上記3項目に該当しない例＞日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病

などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は、以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

### 【例】階段を踏み外してアキレス腱を切断し入院して観血手術を受けた場合

※観血手術：メスを用いて皮膚や筋肉を切開する手術



15,000円

(入院保険金日額の10倍)

●上記の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

●「就業中のみ保障プラン」は加入者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

## その他注意事項

### (1) 団体契約の仕組み

全建総連サポート（普通傷害保険）は全国建設労働組合総連合が保険契約者となり、組合員が被保険者（保障を受けられる方）となる団体契約です。

### (2) 準記名式契約特約（全員付保）を適用していますので、以下の注意が必要です。

1. 全員付保(注)が条件なので、登録組合員全員が加入する必要があります。
2. 組合員が増減した場合は、必ず保険会社へ人数変更の通知をする必要があります。かつ、その増減に伴う保険料の追加・返還を行う必要があります。  
増員の通知がなく、事故が発生した場合は保険金の支払は人数で按分されます。

3. ご加入時に加入者の明細を必要としませんが、事故発生時など保険会社の求めに応じて組合員名簿の提示が必要になります。（事故時に名簿に記載がない場合は保険金をお支払いできません。）

(注) 加入者として行う職務の遂行（①名簿の管理 ②保険料の払込み ③給付金申請手続き）に支障がない場合に加盟組合の単組または支部単位でも加入ができます。

### (3) ご加入の際の注意事項

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。  
事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

このチラシは概要を説明したものです。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。  
ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

#### ■取扱代理店

こくみん共済グループ (株) 全労済ウィック

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-20-8 4階  
TEL 03-5332-5347 FAX 03-3371-3321

#### ■引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
TEL 03-3504-2898